

○活動再開するにあたっての手順

- ・【学生】代表者は、「活動再開届」を教務学生課へ提出すること。  
(未提出の場合は自粛継続とみなす)  
学外で活動を行なう際は、別途「学外活動届」を教務学生課へ提出すること。
- ・【大学】「活動再開届」「学外活動届」の内容を学生生活委員会で審議する。  
審議後、教務学生課より活動可否を代表者へ連絡する。

○活動の範囲について

- ・学内施設を利用しての活動は、平日の週2日程度・1回の活動は2時間以内とする。  
ただし、12月29日～1月17日の期間は対面での活動を停止すること。
- ・学外で活動をする際は、当該施設での感染防止策や、移動手段等を「学外活動届」に明記し、学生生活委員会の許可を得てから活動を行なうこと。
- ・学外者を招じての交流会や練習試合等は、原則として認めない。ただし、学外の指導者が指導のため練習に参加することは許可する。

○活動中・活動前後の留意事項について

- ・活動ごとに、参加者リストを事務局に提出すること。
- ・ソーシャル・ディスタンス及びマスク着用(熱中症にならないよう注意)を心掛けること。
- ・4密(密集、密接、密閉の「3密」+大きな声「飛沫が多く飛ぶ大きな声の会話」)を回避して活動すること。
- ・手指だけでなく、使用器具・部室等もこまめに消毒すること
- ・活動中は30分に1回は換気を行なうこと
- ・更衣室の利用時も人数制限を行なうこと
- ・飲酒・飲食を伴う活動(いわゆるコンパ・打ち上げや合宿等)をしないこと。

○その他

- ・公認学生団体に所属していない任意団体についても、大学の構成員であるので、上記に準ずること。